

オーストラリア法 - 改めて航海用船契約の仲裁条項について

Australian law - Arbitration clauses in voyage charterparties, again

オーストラリア連邦最高裁判所は、COGSA91の第11条が航海用船契約に適用されるとの判決を下しました。



以前の Gard News205¹号の掲載記事では、1991年（連邦）海上物品運送契約法（COGSA 91）の適用上、航海用船契約は「海上運送書類」ではないため、契約に設けられた仲裁条項は同法第 11 条によって無効とはされないとした、Jebsens Orient Shipping Services A/S & Anor 対 Interert Australia Pty & Ors 事件²に対する南オーストラリア州最高裁判所の判決を取り上げました。しかし、その後、オーストラリア連邦最高裁判所は、Dampskibsselskabet Norden A/S 対 Beach Building & Civil Group Pty Ltd 事件³において、COGSA 91 の第 11 条は航海用船契約にも適用され、用船契約の仲裁条項を無効とするものであるとの、これまでとは異なる判決を出しました。

Jebsens 事件

この事案の事実を簡単にまとめると、次のようになります。Jebsens Orient Shipping Services (JOSS) は、貨物（肥料）をオーストラリアに輸送するため、GENCON 1984 様式の用船契約により自社の船舶を Interfert Australia（イン

ターファート社）に用船に出しました。この契約には、両当事者間の契約は英国法に準拠し、同法に従って解釈されること、用船契約に基づく紛争はロンドンでの仲裁で解決されることに合意する旨の条項が盛り込まれていました。航海の後、輸送費に関する紛争が発生し、ロンドンで仲裁手続きが開始されました。JOSS は、2 件のロンドン仲裁判断を得て、これをオーストラリアで執行することを求めました。

インターファート社は、法律および合意した用船契約の仲裁条項は COGSA 91 の第 11 条によって無効とされるということを根拠に、ロンドン仲裁判断の有効性を争いました。COGSA 91 の第 11 条(1)と(2)には、次のように定められています。

1.以下のすべての当事者は、船積地で有効な法律に従って契約を締結する意図があったものと判断され...

a. オーストラリア国外の場所からオーストラリア国内の場所への物品の運送に関する海上運送書類...のすべての当事者

2.（オーストラリアで締結されたか否かを問わず）、以下の趣旨の契約は、効力を有さない。

b. 船荷証券または第(1)項の書類についてコモンウェルスまたはある国または地域の裁判所の管轄権を排除または制限するもの。

インターファート社の主張が認められるには、紛争をロンドン仲裁に付託して解決する旨の合意が盛り込まれた航海用船契約が、物品の運送に関する海上運送書類であることに裁判所を納得させる必要がありました。

¹「オーストラリア法—南オーストラリア州最高裁判所、航海用船契約のロンドン仲裁条項を支持」

² [2012] SASC 50.

³ [2012] FCA 696.

これは簡単な問題のように見えますが、オーストラリアの裁判所、弁護士、学界を長年にわたって悩ませてきた問題なのです。オーストラリアの裁判所は、COGSA 91 が施行されるまでは、航海用船契約は物品の運送に係る契約であり、その契約に盛り込まれた外国での仲裁に合意する条項はオーストラリアの裁判所の管轄権に制約を加えるものであることから無効であると考えていました。しかし、JOSS は、COGSA 91 を解釈するに際し、法律に編入されている改正ヘーグ・ルール の定義を考慮すべきであるということを裁判官に納得させることに成功したのです。これに沿って、JOSS は、COGSA 91 は船荷証券またはこれに準じる書類の所持人の権利を扱ったものであると主張しました。JOSS の主張が支持を得ていたこともあり、オーストラリア連邦裁判所は係属中の事案である *Dampskibsselskabet Norden A/S 対 Beach Building & Civil Group Pty Ltd* 事件での判断を支持するであろうというのが大方の予想でした。しかし、残念ながら、そうとはなりませんでした

Norden 事件

この事案では、*Dampskibsselskabet Norden A/S* (ノーデン社) が、石炭をオーストラリアから中国に輸送するため、Amwelsh 93 の様式の航海用船契約によって自社の船舶を *Building & Civil Group Pty Ltd* (ビーチ社) に用船に出していました。用船契約の条件には、紛争は英国法に従ってロンドンでの仲裁により解決する旨を定めた法律と裁判管轄に関する条項が盛り込まれていました。

航海用船契約においてよくあるように、滞船料の未払いについての紛争が発生し、ノーデン社は仲裁手続きを開始しました。ビーチ社はロンドンでの仲裁手続きに参加し、ロンドンの仲裁人に対し、同仲裁人に紛争を審理する管轄権があるか否かを確認し判断するよう求めました。仲裁人は、法律と用船契約の管轄条項により自らに管轄権があると判断し、

その時点ではビーチ社にもこの判断が受け入れられたようでした。少なくとも、ノーデン社に有利な仲裁判断が出されて、ノーデン社がオーストラリアで仲裁判断の執行を求めるまでは、ビーチ社は、仲裁人の決定を受け入れたように見受けられました。

ビーチ社がロンドンの仲裁判断の正当性を争ったのは次の点です。つまり、ビーチ社の主張は、航海用船契約は、石炭貨物をオーストラリアから中国に輸送するために船舶を提供することを目的として締結されたというものでした。COGSA 91 の規定はオーストラリアとの物品の輸出入に適用されるものであり、したがって COGSA 91 の第 11 条が適用されるとビーチ社は主張しました。オーストラリアの裁判所の管轄権が制限されているという点で、用船契約の法律と裁判管轄に関する条項は COGSA 91 の第 11 条(2)の規定に反するというものです。さらに、ビーチ社は、法律と裁判管轄に関する条項は無効であることから、当然、得られた仲裁判断を執行することはできないとも主張しました。

COGSA 91

Jebsens 事件の場合、判決は、裁判官が航海用船契約を物品の運送に係る書類とみなすかどうかにかかっていた。裁判官は、判断に際して、COGSA 91 とその改正法の規定の文言の解釈を行いました。旧 COGSA 91 では、第 11 条は、船荷証券またはその他の権原書類のみに適用されていました。1990 年代半ばには、オーストラリアの海上貨物責任制度を整備するために設置されたワーキンググループが多数の勧告を行いました。そのうち、2 点の技術的な起草上の誤りの是正、改正の明確化、業界からの要請によることが明らかな追加の改正が、1998 年海上物品運送規則に盛り込まれました。この改正により、COGSA 91 は関係するすべての船積書類に適用されるべきとの意図に沿って、船積書類の範囲が拡大されることになりました。また、この改正により、

「船荷証券またはその他同様の権原証券」が削除され、「改正ヘーグ・ルールが適用される海上運送書類または改正ヘーグ・ルールが適用される契約に関連する海上運送書類」に置き換えられました。裁判官は、航海用船契約は、その類の書類に該当すると考え、ビーチ社に有利な判断を行いました。つまり、COGSA 91 の第 11 条が適用されて、用船契約の法律と裁判管轄に関する条項は第 11 条(2)に反するため、仲裁条項は無効とされたのです。Norden 事件の判決は、連邦最高裁判所の判決であることから、Jebsens 事件よりも優位の先例となり、下級裁判所はこれに従う義務を負います。Norden 事件は不服申立てすべきだとの見方もありますが、ビーチ社は破産するか、または財産管理下に置かれる可能性があるため、ノーデン社側には判決に不服を申し立てる意図はないのではないかと考えられています。したがって、この判決を争うような新たな事案が登場するか、または連邦政府が COGSA 91 法の意図をさらに明確化しようとする場合を除いて、この判決が存続することになるでしょう。

この判決は組合員にどのように影響するか

現時点では、組合員がオーストラリアを船積国または仕向国とする物品の輸送に関する航海用船契約を締結している場合、その組合員には Norden 事件の判決が適用され、その契約に盛り込まれたオーストラリア国外での仲裁の合意は無効と判断されると考えられます。組合員が請求を受けた場合には、これが組合員に有利に働く可能性があります。しかし、組合員が仲裁の当事者となり、オーストラリア企業に対して自分に有利な仲裁判断が出た場合、その仲裁判断のオーストラリアでの執行に際しては、裁判所が Norden 事件判決に従う義務を負うことから問題となり得ると思われれます。

この場合、組合員は自らの請求に対する担保を確保するよう努めることが有益であると思われれます。こうすることで、法的手続きに訴

えることなく、紛争の解決交渉を促すという有用な結果が得られる可能性があります。オーストラリア国外、例えば英国でオーストラリア企業が保有する資産に対する強制執行が試みられた場合、仲裁判断に基づいて支払い義務を負うオーストラリアの企業は、英国での強制執行手続きに対する論拠または抗弁として、強制執行はオーストラリア法に反すると主張するかもしれません。そのような場合に裁判所が取る手法がどれほど確固たるものであるか不明です。

最後に、航海用船契約の下では外国での仲裁は無効となる可能性があるものの、契約の当事者が紛争を仲裁で解決することを望む場合には、COGSA 91 の第 11 条(3)が役に立つかもしれません。しかし、仲裁判断が承認・執行されるには、仲裁はオーストラリアで行われる必要があるといえそうです。